

# 政府関係機関移転基本方針の概要

## 今後の取組の概要

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

- ① 地方創生の視点から「しごと」「ひと」の好循環につながるか
- ② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
- ④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制)

平成28年3月22日  
まち・ひと・しごと創生本部決定

## 1 地方創生の実行方針について

### (1) 基本方針

地域の研究機関等と連携を図ることで、移転により、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。※対象23機関・50件(別紙1)

### (2) 今後の進め方

- ① 地方創生推進交付金等の運用に当たっては、今般の移転の取組を、地域イノベーションの好循環等につなげていくよう配慮。
- ② それぞれの取組について、平成28年度内に、具体的な展開を明確にした5~10年程度の年次プランを関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成、政府においてフォローアップ。

「今後の機関新設に当たっては、原則として東京圏外で立地」の旨の閣議決定と併せて、政府においてフォローアップ。「今般の取組を先行的実施として位置づけ、その実施状況を見つつ、各省庁も参加して試行。

## 2 地方創生の実行方針について

### (1) 基本方針

国の機関としての機能の維持・向上の視点から、①「危機管理業務」「外交関係業務」「国会対応業務」に留意しつつ、

- ②「施策・事業の執行業務」及びそれと密接不可分な「政策の企画・立案業務」について、できる限り現場に近いところで実施することが適当との観点から検討を行い、7つの局庁について取りまとめ(別紙2)。(機能確保等についてICT活用等による検証を行いつつ検討)

### (2) 国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)

地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立つて、国の機関における業務について、ICTの活用等による実証実験に政府全体で取組む。今般の取組を先行的実施として位置づけ、その実施状況を見つつ、各省庁も参加して試行。

# 中央省庁の地方移転 基本方針のポイント

<b>文化庁</b> (独)国立文化財機構 (独)国立美術館 (独)日本芸術文化振興会 [京都府提案]
---

- 外交関係や国会対応業務等の機能確保を前提とし、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転。
- このため、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転費用・移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を政府内に設置。
- 実証実験を行いつつ、8月末までに移転に係る組織体制の概要とりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年内に移転。

<b>消費者庁</b> 内閣府消費者委員会 (独)国民生活センター [徳島県提案]	<b>総務省統計局</b> (独)統計センター [和歌山県提案]
--	--

- 施策・事業の執行に関する業務（これと密接不可分な一部の企画立案業務を含む。）について、ICTの活用等による試行等を行い、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す。
- 統計データ利活用に関する業務の地方実施について、受入先の協力や体制整備を前提に、ICTの活用等を図りつつ、地域のユーザー、研究者、データサイエンスに関する蓄積との連携、人材確保、利便性等について実証実験を行い、8月末までに結論を得ることを目指す。

<b>特許庁</b> (独)工業所有権情報・研修館 [大阪府、長野県提案]	<b>中小企業庁</b> [大阪府提案]	<b>地方拠点の体制整備</b>
<b>観光庁</b> [北海道、兵庫県提案]	<b>気象庁</b> [三重県提案]	<b>○地方運輸局の機能強化のための体制を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。</b> <b>○津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について、8月末までに具体的な結論を得る。</b>

- 【今後の取組】国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）  
今般の取組を先行的実施として位置づけ、ICT活用等による実証実験に政府全体で取り組む。

## 文化庁の移転について（京都府提案）

### (1) 地方創生の視点

文化庁が京都府に移転することは、以下の理由により極めて意義が深い。①文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積した京都に移転することにより、文化行政の企画立案の更なる強化や国際発信力の向上が期待できること、②京都に文化政策による求心力と発信力を持たせることにより、今後の我が国の観光振興の重要戦略の一つである文化財を活用した観光の強化推進が期待できること、③グローバル化の時代、政治・経済、マスメディアが東京に集中する中で、地方創生のためには、地方の多様な文化への誇りの確保とその活用が求められており、文化の多様性の確保が重要であることから、地方創生の視点からみて意義は大きい。

### (2) 国の機関としての機能確保の視点

- ① 文化庁は施策・事業の執行業務が一定規模を占めており、しかも地方支分部局等の地方関係機関を有していない。これらの業務については、現場に近いところで実施する視点から、ICTの活用等による業務の効率性や他の地域からのアクセスも考慮しつつ、移転する方向で具体的に検討することが適当である。特に、京都及び関西に多数が集積している文化財関係業務については、地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生など今後拡充が見込まれる業務を勘案すれば、移転の効果は大きいと考えられる。
- ② 政策の企画・立案業務については、移転する執行業務と密接不可分に行うことが効率的な業務の移転について、併せて検討することが適当である。
- ③ 文化庁は予算規模・人員とも文化財行政の比重が大きいが、これ以外の文化行政についても、一体として実施することが効果的であるものは移転することが適切と考えられる。なお、移転する組織の範囲や東京の部局との連携の方法については、ICTの活用等による実証実験等を活用して、検討することが考えられる。

### (3) 移転費用等の視点

文化庁の移転に伴う費用については、京都側が土地の提供や庁舎建設費用についての応分の負担をする意向が示されている。国としても、行革の観点を踏まえつつ、具体的な移転費用の検討や機能強化を図るため、今後、内閣官房及び関係省庁において具体的な協議を進めていく必要があると考えられる。

### (4) 具体的な対応方向

文化庁については、以下のような方向で進める。

- 外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。このため、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。ICTの活用等による実証実験を行いつつ、8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。なお、文化関係独立行政法人は、上記と並行して、検討を進める。

注：文化関係独立行政法人とは（独）日本芸術文化振興会、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構である。